



長 第 6 3 5 号
令和5年12月26日

和歌山県訪問介護事業所協議会会長 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室長
(公印省略)

介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式について (周知)

平素より、県福祉行政に格段のご協力を賜り、感謝申し上げます。

今般、厚生労働省から介護保険サービスの指定申請等に係る様式について改正の連絡がありましたので、下記のとおりお知らせします。

本県におきましても、改正等の手続きを進め、改めて様式の取扱い等についてお知らせしますので、御承知おき願います。

1. 施行期日

令和6年4月1日

2. 様式の掲載場所 (参考)

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

(ページ内の「2. 指定申請様式等の使用原則化 (令和6年4月1日以降)」をご参照ください。)

3. その他

本県で令和6年4月1日以降使用する改正後の様式については、所定の手続き終了後に「きのくに介護 de ネット」に掲載します。

長寿社会課 介護サービス指導室

電話 : 073-441-2527

FAX : 073-441-2523

Mail : e0403004@pref.wakayama.lg.jp